

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 承認第1号 大槌町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第1、承認第1号大槌町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（伊藤幸人君） 承認第1号大槌町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて説明いたします。

次ページ、専決処分書をお開き願います。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和3年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として同年4月1日から施行することになったことに伴い、大槌町町税条例等の一部改正の必要が生じたので地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分するものです。

専決処分日は、令和3年3月31日であります。

次ページ、新旧対照表をお開き願います。

第1条大槌町町税条例の一部改正中第37条の3の2第4項及び第37条の3の3第4項については、給与所得者及び公的年金受給者の扶養親族申告書の電磁的方法による提出をする際、これまで必要としていた税務署長の承認を不要とするなど所要の措置について改正するものであります。

下段から2ページ中段にかけての第53条の8及び第53条の9については、退職所得に係る申告書の電磁的方法による提出をする際、これまで必要としていた税務署長の承認を不要とするなど所要の措置について改正するものであります。

2ページ下段から3ページ上段にかけての第78条の4については、地方税法に定める環境性能割課税の適用となる車両の範囲について見直しがあったため、対象条項の読替規定について改正するものであります。

3ページ中段からは附則の改正であります。

3 ページ中段から 5 ページ上段にかけての附則第10条の 2 については、法律改正に伴う項ずれの整備の改正であります。

5 ページ中段から下段にかけての附則第11条、第11条の 2 については、令和 3 年度の固定資産税の評価替えに伴い、令和 3 年度から令和 5 年度まで土地の負担調整措置期間等の見直しに係る改正であります。

5 ページ下段から 7 ページ下段の附則第12条については、前条と同様に令和 3 年度の固定資産税の評価替えに伴い、令和 3 年度から令和 5 年度までの宅地等の課税特例期間の見直しに係る改正であります。

なお、令和 3 年度については、新型コロナウイルス感染症蔓延による社会情勢を鑑み、前年の課税標準額を据え置くこととなっております。

7 ページ下段から 8 ページ中段にかけての附則第13条については、前条と同様に令和 3 年度の固定資産税の評価替えに伴い、農地に対して課する課税特例期間の見直しに係る改正であります。

8 ページ中段から 9 ページ上段にかけての附則第15条については、前条と同様に令和 3 年度の固定資産税の評価替えに伴い、特別土地保有税の課税特例期間の見直しに係る改正であります。

9 ページ上段から中段にかけての附則第15条の 2 については、法律改正による軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期間 9 か月延長及び項ずれによる読替規定の改正であります。

9 ページ中段の附則第15条の 2 の 2 については、法律改正による項ずれに伴う読替規定の改正であります。

9 ページ下段から 12 ページ上段にかけての附則第16条については、軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち 50%軽減及び 25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限が 2 年間延長されることに伴う改正であります。

12 ページ上段の附則第16条の 2 については、法律改正に伴う項ずれの整備の改正であります。

12 ページ中段の附則第29条及び第30条については、法律改正による期間の延長に伴う改正であります。

13 ページ上段の附則第32条については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の名称が変わったことによる改正であります。

13ページ中段の附則第34条については、新型コロナウイルス感染症の影響等により住宅の取得が遅れた場合に住宅借入金特別税額控除の期間について、令和17年度分まで延長されることに伴う改正であります。

13ページ下段から第2条大槌町町税条例の改正であります。

13ページ下段から15ページ上段にかけての第49条、第51条、第53条については、法律改正に伴う項ずれの整備の改正であります。

15ページ中段から16ページ中段にかけては、附則の改正であります。

15ページ中段からの附則第29条については、法律改正に伴う規定の整備による改正であります。

16ページ中段から18ページにかけての附則については、第1条は施行期日、第2条から第4条は町民税、固定資産税及び軽自動車税に関する経過措置の規定であります。

以上、専決処分の報告について御承認くださるようお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

承認第1号大槌町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○

日程第2 承認第2号 大槌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第2、承認第2号大槌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） 承認第2号大槌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を

求めることについて御説明いたします。

次ページ、専決処分書をお開き願います。

今回の改正につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、大槌町指定地域密着型サービスの事業、大槌町指定地域密着型介護予防サービスの事業、大槌町指定介護予防支援等の事業及び大槌町居宅サービス等の事業の基準を改正する必要があるため、町が定める基準について国のガイドラインに沿って改正しようとするものであります。

次のページ、新旧対照表をお開き願います。

1 ページ、第4条につきましては、利用者の人権擁護、虐待防止のための体制整備、研修の実施等の措置を追加する内容の改正であります。

2 ページ目をお開きください。

第16条については、サービス担当者会議の際、テレビ電話装置等の利用を可とすることを追加する内容の改正であります。

3 ページ目をお開きください。

第22条の2につきましては、感染症や災害時の業務継続に向けた取組の強化を追加する内容の改正であります。

4 ページ目をお開きください。

第24条の2につきましては、感染症対策の強化を追加する内容の改正であります。

第30条の2につきましては、高齢者虐待防止の推進を追加する内容の改正であります。

5 ページ目をお開きください。

第34条につきましては、書面等の記録の保存方法の見直しを追加する内容の改正であります。

6 ページ目をお開きください。

附則につきましては、第1条は施行期日、第2条から第4条は、虐待防止業務継続計画の策定、感染症予防措置に関する経過措置の規定であります。

以上、専決処分の報告について御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

承認第2号大槌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを採決いた

します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○

日程第3 承認第3号 大槌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の専決処分  
の報告に関し承認を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第3、承認第3号大槌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） 承認第3号大槌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて説明いたします。

次ページ、専決処分書をお開き願います。

今回の改正につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、大槌町指定地域密着型サービスの事業、大槌町指定地域密着型介護予防サービスの事業、大槌町指定介護予防支援等の事業及び大槌町居宅サービス等の事業の基準を改正する必要があるため、町が定める基準について国のガイドラインに沿って改正しようとするものであります。

次ページ、新旧対照表をお開き願います。

1 ページ、第3条第5項につきましては、利用者の人権擁護、虐待防止のための体制整備、研修の実施等の措置を追加する内容の改正であります。

2 ページ目をお開きください。

第20条第4項につきましては、職場におけるハラスメント対策に関する措置を追加す

る内容の改正であります。

第20条の2につきましては、感染症や災害発生時における業務継続計画の策定及び研修の実施等の取組を追加する内容の改正であります。

第22条の2につきましては、感染症対策の強化を追加する内容の改正であります。

3ページ目をお開きください。

第28条の2につきましては、高齢者虐待防止の措置を追加する内容の改正であります。

4ページ目をお開きください。

第32条第1項第9号につきましては、サービス担当者会議の際、テレビ電話装置等の利用を可能とすることを追加する内容の改正であります。

第35条につきましては、書面等の記録の保存方法の見直しを追加する内容の改正であります。

5ページ目をお開きください。

附則につきましては、第1条は施行期日、第2条から第4条は、虐待防止業務継続計画の策定、感染症予防措置に関する経過措置の規定であります。

以上、専決処分 of 報告について御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

承認第3号大槌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○

日程第4 承認第4号 大槌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第4、承認第4号大槌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に

関し承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） 承認第4号大槌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて説明いたします。

次ページ、専決処分書をお開き願います。

今回の改正につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、大槌町指定地域密着型サービスの事業、大槌町指定地域密着型介護予防サービスの事業、大槌町指定介護予防支援等の事業及び大槌町居宅サービス等の事業の基準を改正する必要があるため、町が定める基準について国のガイドラインに沿って改正しようとするものであります。

次ページ、新旧対照表をお開き願います。

1ページ、第6条につきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所におけるオペレーターに係る基準を見直す内容の改正であります。

7ページをお開きください。

第47条につきましては、夜間対応型訪問介護におけるオペレーターに係る基準を見直す内容の改正であります。

9ページをお開きください。

第57条につきましては、夜間対応型訪問介護のサービス提供推進について追加する内容の改正であります。

10ページをお開きください。

第71条につきましては、地域密着型通所介護事業所における認知症介護基礎研修の受講の義務づけを追加する内容の改正であります。

11ページをお開きください。

第73条につきましては、地域と連携した災害への対応強化を追加する内容の改正であります。

16ページをお開きください。

第88条につきましては、認知症対応型通所介護事業所における管理者の配置基準を見直す内容の改正であります。

18ページをお開きください。

第96条につきましては、小規模多機能型居宅介護事業所における介護職員等の人員配置基準を見直す内容の改正であります。

21ページをお開きください。

第115条につきましては、過疎地域等におけるサービス提供の確保を追加する内容の改正であります。

22ページをお開きください。

第123条につきましては、認知症対応型共同生活介護事業所における夜間職員体制を見直す内容の改正であります。

24ページをお開き願います。

第130条につきましては、外部評価を運営推進会議の評価とすることを可能とする内容の改正であります。

25ページをお開き願います。

第136条につきましては、認知症介護基礎研修の受講の義務づけを追加する内容の改正であります。

27ページをお開きください。

第158条につきましては、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所における認知症介護基礎研修の受講の義務づけを追加する内容の改正であります。

28ページをお開き願います。

第163条につきましては、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所の人員配置基準を見直す内容の改正であります。

31ページをお開き願います。

第175条の2につきましては栄養ケアマネジメントの充実、第175条の3につきましては口腔衛生管理の強化をそれぞれ追加する内容の改正であります。

34ページをお開き願います。

第192条につきましては、個室ユニット型施設の設備を見直す内容の改正であります。

37ページをお開き願います。

第203条につきましては、介護小規模多機能型居宅介護事業所における人員体制を見直す内容の改正であります。また、各サービス共通の改正といたしまして、第3条をはじめとして高齢者虐待防止を推進する内容が、第32条をはじめとしてハラスメント対策の強化に関する内容、第33条をはじめとして感染症対策強化に関する内容及び会議や多職

種連携におけるICTの活用が可能となる内容がそれぞれ追加となっております。

38ページをお開き願います。

附則でございます。

第1条は施行期日、第2条から第11条は、虐待防止業務継続計画の策定、感染症予防措置、認知症に係る基礎的研修の受講、ユニットの定員、栄養管理、口腔衛生の管理、事故発生の防止及び発生時の対応に関する経過措置の規定であります。

以上、専決処分の報告について御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

承認第4号大槌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○

日程第5 承認第5号 大槌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第5、承認第5号大槌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） 承認第5号大槌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の

報告に関し承認を求めることについて説明いたします。

次ページ、専決処分書をお開き願います。

今回の改正につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、大槌町指定地域密着型サービスの事業、大槌町指定地域密着型介護予防サービスの事業、大槌町指定介護予防支援等の事業及び大槌町居宅サービス等の事業の基準を改正する必要があるため、町が定める基準について国のガイドラインに沿って改正しようとするものであります。

次に、新旧対照表の3ページをお開き願います。

第10条につきましては、介護予防認知症対応型通所介護事業所における管理者の配置基準緩和を追加する内容の改正であります。

4ページ目をお開きください。

第28条につきましては、認知症介護基礎研修の受講の義務づけを追加する内容の改正であります。

5ページ目をお開き願います。

第30条につきましては、地域と連携した災害への対応強化を追加する内容の改正であります。

11ページをお開き願います。

第58条につきましては、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の過疎地域におけるサービス提供を確保する内容の改正であります。

12ページをお開き願います。

第70条につきましては、介護職員等の人員配置基準を見直す内容の改正であります。

16ページをお開きください。

第80条につきましては、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における認知症介護基礎研修の受講の義務づけを追加する内容の改正であります。

17ページをお開き願います。

第86条につきましては、外部評価を運営推進会議の評価とすることを可能とする内容の改正であります。また、各サービス共通の改正といたしまして、第3条をはじめとして高齢者虐待防止を推進する内容、第28条をはじめとしてハラスメント対策の強化に関する内容、第31条をはじめとして感染症対策強化に関する内容及び会議や多職種連携におけるICTの活用が可能となる内容がそれぞれ追加となっております。

18ページをお開き願います。

附則でございます。

第1条は施行期日、第2条から第5条は、虐待防止業務継続計画の策定、感染症予防措置、認知症に係る基礎的研修の受講に関する経過措置の規定であります。

以上、専決処分の報告について御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

承認第5号大槌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○

日程第6 報告第8号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

○議長（小松則明君） 日程第6、報告第8号工事請負変更契約締結の専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） それでは1枚めくっていただいて、専決処分書をお開きください。

1、契約の目的。町道安渡北側線道路整備（第2工区）工事。

2、契約の相手方。岩手県上閉伊郡大槌町小槌第11地割76番地、株式会社藤原組、代表取締役藤原 士です。

今回報告する内容は、契約金額の変更でございます。変更前の契約金額6,721万円を431万4,200円増額して7,152万4,200円に変更するものであります。

次のページの資料を御覧ください。

専決処分年月日は、令和3年3月19日です。

変更理由は、各工種の数量精査に伴う金額の増変更でございます。また、併せて令和

3年3月19日までの工期を3月31日までに変更しています。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第8号を終わります。

---

○

日程第7 報告第9号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

○議長（小松則明君） 日程第7、報告第9号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） それでは1枚めくっていただいて、専決処分書をお開きください。

1、契約の目的。町道安渡北側線道路整備（第1工区）工事。

2、契約の相手方。岩手県上閉伊郡大槌町大槌第22地割字下野216番地、松村建設株式会社、代表取締役天満昭広です。

今回報告する内容は、契約金額の変更でございます。変更前の契約金額1億3,750万円を169万2,900円増額して1億3,919万2,900円に変更するものであります。

次のページの資料を御覧ください。

専決処分年月日は、令和3年3月31日です。

変更理由は、各工種の数量精査に伴う金額増変更です。また、併せて令和3年3月31日までの工期を4月30日までに変更しております。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第9号を終わります。

---

○

日程第8 報告第10号 「大槌町協働地域づくり推進指針」の策定に係る報告について

○議長（小松則明君） 日程第8、報告第10号「大槌町協働地域づくり推進指針」の策定に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 報告第10号「大槌町協働地域づくり推進指針」の策定に係る報告について御説明を申し上げます。

本指針は、第9次総合計画第5章第1節協働による地域・まちづくりの推進をさらに具体化する指針といたしまして、本年3月26日に策定され、そのことを受けまして大槌町行政に係る基本的な計画の決議等に関する条例第3条第2項の規定に基づきまして、本定例会に御報告申し上げるもので、その指針の内容につきまして御説明をさせていただきます。

本指針は、復興後のまちづくりにおいて、多様化、複雑化する地域課題に対応し、町民、団体、役場等、多様な主体が下にその課題や目的を共有し、よりよいまちづくりを目指すことを趣旨といたしました協働による地域・まちづくりを推進する指針として策定されたものでございます。

そして、本指針の策定に当たりましては昨年度から取り組んでまいりましたもので、本指針策定の過程におきましては、各自治会町内会等に御参加いただいた皆様から構成されるコミュニティ協議会の全体会、そして地区分科会合わせて12回、ほかに町民有志の方々と町職員が同じテーブルにつき、町が目指す姿や取組などについてともに企画、検討する場としてのワンチーム大槌推進ワーキンググループを5回開催し、広く住民の方々からの御参加と御意見等をいただきました。

また、役場内におきましても、協働地域づくり推進ワーキンググループを設置して、そこで5回の検討を開催し、協働のまちづくりについての課題と意識の共有と検討を重ね、本年3月の策定に至ったものでございます。

本指針は、本定例会開催に当たりまして本編冊子を議員の皆様にお配りさせていただいておりますので、その冊子に沿って本指針の内容につきまして御説明を申し上げます。

それでは、早速表紙から3枚めくっていただきまして、目次を御覧ください。

まず、目次でございますとおり、本指針は第1から第7までの8つの大きな項目から構成されておりますので、まず第1でございますが1ページをお開きください。

ここでは、なぜ、いま「協働」が必要なのかと題しまして、協働が必要とされる背景、課題について整理した上で、次のページで「協働による地域・まちづくり」をさらに進めていくため、町の地域づくりに関わる町民の方々、団体、役場がそれぞれの役割を果たし、同じ目的意識を持って、相乗効果を生み出すための仕組みや基本的な考え方、目指す姿を示すことを目的として策定いたしましたことをお示ししているものでござい

す。

4ページを御覧ください。

第2、「協働」により、どんなまちを目指すのかにつきまして、様々なきっかけを通じて生きがいや思いやりを感じられる活動が町内のいろんな場所や形で展開される協働の好循環が生み出すにぎわいのある大槌を目指すため、本指針で大槌町が目指す協働地域づくりの姿を人と人が集まり、出会いとつながりが広がる中で生まれるまちといたしました。

その上で、第3、6ページをお開きください。

「協働」するうえで必要なことといたしまして、6つの基本的な考え方を表してございます。

そして次の7ページ、第4では、どのように「協働」できるのかにつきまして、協働を構成する町民の方々や団体と役場が協働に向けてどのような関わり方をするのかについての図とともに、具体的に9つの方法をお示ししているものでございます。

次の9ページ、10ページの第5—1では、協働を進めていくための仕組みと町民、団体、役場それぞれの役割といたしまして、さらに詳しく体系図として表しているもので、加えまして次の11ページ、12ページをお開きください。

その第5—2では、協働地域づくりに係る役場の施策といたしまして、協働に向けて役場が取り組むべき5つの施策についてお示ししているものでございます。

15ページ、第6につきましては、各地域が目指す協働による地域・まちづくりといたしまして、各地域ごとの検討内容についての記載と併せまして、19ページ以降の大槌町コミュニティカルテは各地域の特性やコミュニティ形成の取組系統をまとめたものでございまして、今後の協働地域づくりに向けた施策を展開する上での参考となるものとしてお示ししているものでございます。

そして、ページずっと後のほうになりますが、78ページ。

第7、本指針の策定経緯につきましては、冒頭に御説明させていただいたとおりでございます。

このような内容を持った本指針を町民の皆様、各種団体、そして役場が協働のまちづくりに向けた共通の指針として共有し、本指針の目的でございます大槌町が目指す協働地域づくりの姿でございます「人と人が集まり、出会いとつながりが広がる中で生まれる『おもっせえ』おおつち」を目指すものでございます。

なお、本指針は、第9次大槌町総合計画の前期基本計画の実施期間でございます令和5年度までに所要の見直しを行う予定でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） すみません。1点だけ、ちょっと確認させてください。

震災前の町の中心部だった地区の人口がどんどん減って、震災前は郊外と言われたところの人口がどんどん増えている、そのスプロール化というような状況になっていると思います。町の形がどんどんアジサイの花のように大きな塊が各地域につくられているわけですが、この指針ができたので協働地域づくりがより一層加速することを願っているわけですが、このきちんと立派な指針ができて、この指針に基づいて、これから計画されると思いますけれども、この立派にできた冊子を今後どこどこに配布して、それからどういう活動をしていくのか、1点だけお尋ねします。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） ただいまの議員の御質問、配布状況と活用についてということの御質問だと思います。

まず、配布状況でございますけれども、皆様にお配りしているこの本編のほかに概要版というものも8ページ構成のものを作成してございまして、こちらのほうは5月号の広報紙と併せて町民の皆様全戸に配布させていただいております。あと、さらにそれ以外にでも議員の皆様は当然ですけれども、この作成に関わっていただいた各団体の皆様、いわゆるコミュニティ協議会の参加された皆様、そしてワンチーム大槌推進ワーキンググループの皆様、関係団体、そして町内の先ほど御説明申し上げましたワーキンググループのほうにも配布させていただいております。まず町が定めた指針について広く共通の認識を持とうということで配布させていただき、これを基にこれからの活動あるいは施策の展開について共通の認識を持たせていただくということで、このように配布させていただいております。

あともう一点、これを活用ということでの御質問でございますが、例えばふるさと応援センターということで今年度4月から開設してございまして、4人のふるさと支援員とともに既に4月から各地域に入っているいろいろと、この指針に基づいた地域ごとの課題であるとか、あるいは情報提供ということで私たちも一緒になって随時ふるさと支援員さんとは協議、相談、協議しながら活動を進めているところでございます。

あともう一点ですね。具体的には先ほど御説明申し上げましたが、19ページ以降にございます各地域の、例えば人口分布であるとか、あるいはそこでお話しされたこととか、あと、その地域ごとでどういう活動をされているのかということも掲載させていただいておりますので、まずこのあたりが各地域で捉えている御意見とか特徴というものでありますので、ここを起点に、これからの様々な事業展開を効率よく進めていくための活用ということでは役に立つのかなと認識してございます。

○議長（小松則明君） よろしいですか。その他ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

以上で、報告第10号を終わります。

○

日程第9 報告第11号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（小松則明君） 日程第9、報告第11号繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 報告第11号繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

A3の令和2年度大槌町一般会計繰越明許費繰越計算書をお開きください。

令和2年度大槌町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、令和2年度に議決を得た繰越明許費のうち補助金や交付金の決定時期、事業の工期が翌年に及ぶことなどにより、32件で総額12億664万3,000円を令和3年度に繰り越すものであります。

それでは、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額の順に読み上げます。款及び項が同様な場合は省略いたします。

2款総務費1項総務管理費、議場設備更新事業3,633万円。7項地方創生費、赤浜地区実証棟整備事業1億370万円。

3款民生費1項社会福祉費、地域福祉計画策定事業414万円。2項児童福祉費、保育所等施設整備事業2億1,414万8,000円。保育対策総合支援事業332万1,000円。

4款衛生費1項保健衛生費、大槌町保健センター整備事業208万1,000円。新型コロナウイルスワクチン接種事業9,170万9,000円。斎場整備事業2億4,116万2,000円。

6款農林水産業費1項農業費、岩手県産地パワーアップ事業247万5,000円。緊急自然災害防止対策事業3,439万5,000円。

次ページをお願いいたします。

2 項林業費、緊急自然災害防止対策事業1,966万2,000円。

7 款 1 項商工費、観光・物産 P R 事業1,800万円。大槌町にぎわい回復支援事業ゼロ円。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、道路橋梁維持管理費3,604万6,000円。道路メンテナンス事業1,019万8,000円。小槌線道路改良事業1,593万8,000円。道路改良事業488万6,000円。社会資本整備総合交付金事業（通常）5,820万円。

9 款 1 項消防費、消火栓設置工事負担金101万5,000円。防災行政無線中継局改修事業4,790万5,000円。

次ページをお願いいたします。

10 款教育費 2 項小学校費、外国語特別指導助手派遣事業 9 万2,000円。学校保健特別対策事業80万円。3 項中学校費、吉里吉里学園空調設備設置事業3,555万6,000円。学校保健特別対策事業80万円。4 項義務教育学校費、学校保健特別対策事業200万円。5 項社会教育費、地区集会所空調設備設置事業2,368万9,000円。6 項保健体育費、運動施設備品等整備事業2,651万7,000円。城山公園体育館換気設備設置事業639万7,000円。

15 款復興費 6 項復興土木費、町道交付金事業6,000万円。復興整備事業（効果促進）9,810万円。7 項復興都市計画費、安渡地区津波復興拠点整備事業600万円。

次ページをお願いいたします。

12 項復興支援費、被災事業者支援事業138万1,000円。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○8 番（阿部俊作君） 10 款教育費のことでお尋ねいたします。

吉里吉里学園の空調設備ということで、結構前から始まっていたような気がしたんですが進捗状況をお尋ねします。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） お答えいたします。

吉里吉里学園のほうの空調設備設置事業ですが、年度を越して事業を行うことになってしまいましたけれども、学校のほうにはまず設置のほうについては確実に進んでおりまして、使用することもできるような状況になっております。

○議長（小松則明君） ほかに。臼澤良一君。

○2 番（臼澤良一君） すみません。一般会計繰越明許の決算を出されたわけですけど

も、もちろんこれ議会の承認を得て出されているわけなので、しかしこの事業が全て事業者との契約をしているものなのではないでしょうか。その1点だけちょっと。

○議長（小松則明君） 内容分かりますか。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

白澤議員の質問には未契約のものがあるかという質問と捉えましてお答えいたしますが、未契約の繰越しはございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 全て契約済みということで了解しました。それでですね、「未契約もある」の声あり）すみません。それじゃ、未契約の件数は何件でしょうか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

件数のほうは、ちょっと今詳細には分かりませんが、まず確認して後で答えたいと思います。

○議長（小松則明君） 後で確認するというのではなく、この場ですぐ調べられる状態にしていだければ。お願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩

午前10時52分

○

再 開

午前10時54分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 繰越明許費の未契約繰越しについてお答えいたします。

工事が7件、業務委託が5件、その他が1件という内容であります。

○議長（小松則明君） よろしいでしょうか。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 全部で13件が未契約ということだと思いますが、何で私が質問するかというと、やっぱり何もせずに繰り越すと。それは確かに財政上許されているわけですけれども、いわゆる未契約繰越しであれば予算をその年度で一応下ろして、予算の単年度主義というか、その原則に基づいて決するべきだと思いますが、その課長さんのお考えをお伺いします。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

事前に議会のほうの議決を得た予算でありますので、そのような白澤議員がおっしゃるような内容は不要と考えております。

○議長（小松則明君） 3回目なので。

質疑を終結いたします。

以上で、報告第11号を終わります。

○

日程第10 報告第12号 繰越計算書について

○議長（小松則明君） 日程第10、報告第12号繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（中野智洋君） 報告第12号繰越計算書について御説明申し上げます。

次ページの令和2年度大槌町水道事業会計予算繰越計算書を御覧願います。

地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書の規定による繰越額です。

明許繰越及び事故繰越。

収益的支出、1款水道事業費用1項営業費用、事業名小枕地区防集団地仮配水管撤去工事、予算計上額520万円、支払義務発生額ゼロ円、翌年度繰越額21万7,800円。説明、他事業（防潮堤事業等）の工期延長による繰越しです。

資本的支出、1款資本的支出1項建設改良費、事業名、赤浜配水池法面復旧工事、予算計上額3,000万円、支払義務発生額ゼロ円、翌年度繰越額3,000万円、説明、入札等の状況により事業に遅れが生じたことによる繰越しです。事業名、小枕地区配水管布設工事、予算計上額4,780万円、支払義務発生額2,560万8,000円、翌年度繰越額1,362万7,900円、説明、他事業（防潮堤事業等）の工期延長による繰越しです。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で報告第12号を終わります。

11時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前10時58分

○

再 開

午前11時10分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第11 報告第13号 繰越計算書について

○議長（小松則明君） 日程第11、報告第13号繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（中野智洋君） 報告第13号繰越計算書について御説明申し上げます。

次ページの令和2年度大槌町下水道事業会計予算繰越計算書を御覧願います。

地方公営企業法第26条第1項の規定による繰越額です。

明許繰越。

1 款資本的支出 1 項建設改良費、事業名、沢山地区污水管路新設工事（迫又第2工区）、  
予算計上額 1 億352万9,000円、支払義務発生額9,105万133円、翌年度繰越額1,247万8,000  
円、説明、施工区間の迂回路確保に伴う地元との協議に不測の時間を要したためです。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で報告第13号を終わります。

○

日程第12 報告第14号 事故繰越し繰越計算書について

○議長（小松則明君） 日程第12、報告第14号事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 報告第14号事故繰越し繰越計算書について御説明申し上げます。

A 3 の令和2年度大槌町一般会計事故繰越し繰越計算書をお開きください。

令和2年度大槌町一般会計事故繰越し繰越計算書につきましては、説明欄記載のとおり避け難い理由により年度内に事業が完了しなかった7件、総額5億5,904万1,000円を令和3年度に繰り越すものであります。

それでは、款、項、事業名、翌年度繰越額の順に読み上げます。

7 款 1 項商工費、福幸きらり商店街跡地利活用事業1,248万8,000円。

8 款 土 木 費 3 項 河 川 費、準用河川維持管理費5,973万6,000円。

11款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費、農業施設災害復旧事業6,807万円。 2 項土木施設災害復旧費、現年発生災害復旧事業3,300万円。

15款復興費 6 項復興土木費、町道交付金事業 1 億3,365万円。漁業集落防災機能強化事業7,044万3,000円。大槌町復興整備事業（効果促進） 1 億8,165万4,000円。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） この事故繰越。これは質問とすれば、この現在の進捗状況、それぞれどのように進捗しているのか。それから、進められている工事があれば完了時期はいつになるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） 地域整備課分についての工事の進捗状況を申し上げます。

普通河川生井沢川河川改修工事でございますけれども、現在の工期は令和3年6月29日となっております。ただ、現在まだ工事が進んでおりまして、これは9月ぐらいかもう少しこれは変更して延ばす予定でございます。9月か、一番長くて12月ぐらいになる、ちょっと河川ですので、出水時とかが出た場合それによって動きますので、ただ、今の段階では多分6月29日の完成は難しいと思っています。

次に、その他町道不動滝線道路災害復旧工事でございますけれども、これは9月1日が工期でございます、工期に向けて今鋭意作業中でございます。

それから、浪板幹線道路整備工事（第2工区）でございますけれども、これは6月30日となっておりますが、工事はほぼ終わっておりまして、現在道路も通行可能な状態になっておりまして、現在は今の三陸鉄道の軌道の監視、これも大体終わりました、もうほぼほぼ現在終わっているような状況でございます。

それから、町道安渡北側線道路整備工事（第1工区）は4月30日で完成して、4月22日に検査して、4月23日に開通しております。工期は4月30日でございました。

町道臼澤高清水線橋梁整備工事現場技術支援業務委託及び町道臼澤高清水線橋梁整備工事については10月8日の工期でございますけれども、これは延びると思います。多分、今年度いっぱいかかって終わるかどうかというような状況でございます。

以上です。

○7番（東梅 守君） ありがとうございます。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 私からは、1番目と3番目の産業振興課分の事業の進捗状況についてお答えいたします。

福幸きらり商店街跡地利活用検討事業につきましては、現在までに3回ほど利活用の検討委員会を開催してございまして、順次、町内の検討委員で構成されます委員の皆様と協議してございます。それから、来週6月14日でございますが、オンライン視察会を開催する予定でございます。議員の皆様もお時間の御都合がよろしければ傍聴のほうをよろしくお願いいたします。

それから3番目の農業施設災害復旧事業でございます。こちらにつきましては、巖岩橋の災害復旧事業でございまして、令和元年10月に発生いたしました台風19号による巖岩橋の災害復旧でございます。こちらに関しましては、今回上程されます一般会計補正予算にも計上されてございますが、変更契約の準備を今してございまして、農林水産省の変更の手續、承認手續を今行っている段階でございます。工期は、当初7月末を予定してございましたが、また河川の下の方からコンクリートの昔の構造物が出てきてしまって2か月ほど延びる予定でございまして、今のところ工期は9月末を想定してございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） この中で福幸きらり商店街の利活用の事業なんですけれども、3回ほどこれまで委員会が開かれ、今度4回目がオンラインで視察という形なんです、この事業の最終的な結論は、どの時期を目指しているのかをお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 説明が足りなくて申し訳ございませんでした。

今回の利活用の検討委員会の業務委託でございますが、来年の2月を目途としてございまして、町長のほうに答申したいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

以上で報告第14号を終わります。

○

日程第13 議案第35号 大槌町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第13、議案第35号大槌町農業委員会委員の任命に関し同意を

求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、阿部義正君の退場を求めます。

提案理由の説明及び内容が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、提案の趣旨に鑑み、この際、討論を終結し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第35号大槌町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立による方法で行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立多数であります。よって、本案は原案に同意することに決定いたしました。

阿部義正君は、議場にお戻りください。

再開いたします。

○

日程第14 議案第33号 大槌町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第15 議案第34号 大槌町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第16 議案第36号 大槌町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第17 議案第37号 大槌町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第18 議案第38号 大槌町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第19 議案第39号 大槌町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

ついて

○議長（小松則明君） 日程第14、議案第33号大槌町農業委員会委員の任命に関し同意を  
求めることについてから日程第19、議案第39号大槌町農業委員会委員の任命に関し同意  
を求めることについてまで一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございま  
せんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、日程第14、議案第33号大槌町農  
業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてから日程第19、議案第39号大槌町  
農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてまでを一括議題といたします。

提案理由及び内容説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。（「なし」  
の声あり）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、提案の趣旨に鑑み、この際、討論を終結し、採決し  
たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、日程第14、議案第33号大槌町農業委員会委員の任命に関し同意を求めるこ  
とについてから日程第19、議案第39号大槌町農業委員会委員の任命に関し同意を求める  
ことについてまでを採決いたします。

この採決は、起立採決による方法で行います。

初めに、議案第33号大槌町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて、  
本案は原案に同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立多数であります。よって、本案は原案に同意することに決定  
いたしました。

次に、議案第34号大槌町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて、本  
案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意すること  
に決定いたしました。

次に、議案第36号大槌町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて、本案は原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案に同意することに決定いたしました。

次に、議案第37号大槌町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて、本案は原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案に同意することに決定いたしました。

次に、議案第38号大槌町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて、本案は原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案に同意することに決定いたしました。

次に、議案第39号大槌町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて、本案は原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案に同意することに決定いたしました。

○

日程第20 議案第40号 大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を  
求めることについて

○議長(小松則明君) 日程第20、議案第40号大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、提案の趣旨に鑑み、この際、討論を終結し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第40号大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立による方法で行います。

本案は原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案に同意することに決定いたしました。

○

日程第21 議案第41号 大槌町町税条例の一部を改正する条例について

○議長(小松則明君) 日程第21、議案第41号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者(伊藤幸人君) 議案第41号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを御説明いたします。

次ページ、新旧対照表をお開き願います。

第1条大槌町町税条例の一部改正中1ページ上段の第27条については、法律の改正により扶養親族の範囲について見直されることに係る改正であります。

1ページ中段から3ページ上段までの第35条の7については、法律改正により寄附金税額控除の寄附金の範囲が見直されることによる改正であります。

3ページ中段の第37条の3の3については、法律の改正により扶養親族の範囲について見直されることに係る改正であります。

3ページ下段から4ページ中段までは、寄附の改正であります。

附則第5条については、法律の改正により扶養親族の範囲について見直されることに係る改正であります。

4ページ中段の附則第6条については、法律改正による期限の延長に関わる改正であります。

4ページ下段の附則については、第1条は施行期日、第2条は町民税に関する経過措置の規定であります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第41号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第22 議案第42号 大槌町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第22、議案第42号大槌町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（関 貴紀君） 議案第42号大槌町手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今般の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カード等の再交付手数料に関して所要の改正をしようとするものであります。この法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行する主体と明確化され、マイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収事務については同機構が徴収することになります。

お手元の新旧対照表3ページを御覧ください。

このことから、別表中10及び10の2の項を削除し、以降の番号を繰り上げるものでございます。

この条例は、令和3年9月1日から施行いたします。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） これ通知カードが再交付の手数料のところ、通知カードですね。手数料のところ、削除になるのは、法改正により通知カードが廃止になるという認識でよろしいですか。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（関 貴紀君） 通知カードは廃止になります。ただし、個人番号カードについては引き続きということになります。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） これマイナンバーカードの再交付のところが削除になるのも、やはりこれいかなる場合でも無料になるということなんですか。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（関 貴紀君） 手数料は生じるんですが、手数料自体を機構のほうが徴収するということになります。実際、こちらでの手数料の徴収は行方好にはなるんですが、それを機構のほうに納入するという段取りで今動いております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 結果的には、この条例からは削除にはなりますけれども町民の負担は軽減にならないという、マイナンバーカードの再交付に係る部分は町民の負担の軽減にはならないということでしょうか。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（関 貴紀君） そうなります。

○議長（小松則明君） 進行いたします。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第42号大槌町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第23 議案第43号 大槌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第23、議案第43号大槌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。保健福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） 議案第43号大槌町指定居宅介護支援等の事業の人員及

び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを御説明いたします。

次ページの新旧対照表をお開き願います。

第16条につきまして、介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置づけられたサービス費の総額が介護保険法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合、その妥当性の検討と必要性について、町から求めがあった場合に当該サービス計画を届け出る必要がある内容を追加する改正となります。

2ページを御覧願います。

附則につきまして、令和3年10月1日から本条例につきましては施行しようとするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第43号大槌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第24 議案第44号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第24、議案第44号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（関 貴紀君） 議案第44号工事請負変更契約の締結について御説明いたします。

1、契約の目的。大槌町斎場建設工事。

2、契約の相手方。岩手県一関市山目字中野140番地5、株式会社佐々木組、代表取締役佐々木一徳です。

今回、変更する事項は、契約金額でございます。変更前の契約金額6億4,680万円を2,304万5,000円増額して、6億6,984万5,000円に変更しようとするものです。

次ページをお開きください。

仮契約は、令和3年5月28日に行っております。

本工事は、令和2年12月に説明させていただきました地盤改良工に係る転石除去の追加によって工期延伸を行っております。

今回の変更理由は、この地盤改良工の確定による施工数量とその他設備等に係る施工数量の確定により請負金額の変更を実施するものです。

次ページに工事変更内容を明示した平面図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第44号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第25 議案第45号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第25、議案第45号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 議案第45号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

1、契約の目的。赤浜地区実証棟建設工事。

2、契約の相手方。岩手県釜石市中妻町3丁目9番25号、日鉄テックスエンジ株式会社東北支店、執行役員支店長藤井秀樹。

3、変更内容。変更前契約金額8,926万5,000円。変更後1,507万5,500円増額し、1億434万500円とするものです。

次のページをお開きください。

仮契約年月日は、令和3年6月1日でございます。

変更理由でございます。海水を取水するため、海岸の附帯工事と海水をくみ上げるポンプ工事等の追加による増額でございます。これは、岩手県及び新おおつち漁協との海岸附帯工事に係る協議後に設計等を調整する必要があったため、変更が生じたものでございます。

参考資料として、位置図、平面図を添付してございます。

御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第45号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

13時まで休憩いたします。

休 憩

午前 11時42分

○

再 開

午後 1時00分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

午前中の臼澤議員の質問に対して、企画財政課長から補足の答弁の要請がありましたので、これを許します。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 臼澤議員の繰越明許費の質問で、予算単年度審議という観点から未契約案件について一旦減額した上で新年度予算へ計上すべきという内容については、繰越議決された予算であることからその必要はない旨の答弁をさせていただきましたが、補足説明させていただきます。

まず、国県補助事業等においては補助対象年度の整合性を図ることが一般的であります。今回の繰越明許の中では、工事案件の主な未契約は入札不調、用地買収が進まない等であります。このような事案が解消されればすぐ執行が可能となります。設備工事関係は、コロナウイルス感染症対策として議場設備、集会所等の空調設備でありまして、令和3年3月定例会で予算及び繰越しの議決がされた案件で、繰越しを前提としたもの

であります。繰越しの議決を受け未契約案件を減額し新年度に再計上する場合には、新年度予算調製時期の10月にはその判断をしなければならないことなど予算執行上の不合理を生じることになるものと考えております。

以上であります。

○議長（小松則明君） では、審議に戻ります。

---

日程第26 議案第46号 令和3年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第26、議案第46号令和3年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 議案第46号令和3年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについてを御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

10款1項地方交付税、補正額1,410万円の増は、地域おこし協力隊3名追加による特別地方交付税の増であります。

14款国庫支出金2項国庫補助金、補正額1,751万2,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金等の増であります。

15款県支出金2項県補助金、補正額2億3,962万3,000円の増は、農業施設災害復旧費補助金等の増であります。3項委託費、補正額58万8,000円の増は、岩手の復興教育学校支援事業委託金の増であります。

18款繰入金2項基金繰入金、補正額8,841万3,000円の増は、今回の補正財源とする財政調整基金繰入金等であります。

20款諸収入4項雑入、補正額290万円の増は、コミュニティ助成事業補助金の増であります。

21款1項町債、補正額730万円の増は、緊急自然災害対策事業債の増であります。

2 ページをお願いいたします。

歳出。

2 款総務費 7 項地方創生費、補正額1,446万円の増は、地域おこし協力隊支援事務局管理運營業務委託料の増であります。

3 款民生費 1 項社会福祉費、補正額120万円の増は、コミュニティ助成事業補助金の増であります。2 項児童福祉費、補正額907万4,000円の増は、子育て世帯生活支援特別給付金等の増であります。

6 款農林水産業費 1 項農業費、補正額400万円の増は、緊急自然災害防止対策工事の増であります。2 項林業費、補正額460万円の増は、森林経営管理意向調査支援業務委託料等の増であります。3 項水産業費、補正額200万円の増は、岩手大槌サーモン推進協議会補助金の増であります。

7 款 1 項商工費911万8,000円の増は、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策事業等の増であります。

9 款 1 項消防費170万円の増は、コミュニティ助成事業補助金の増であります。

10 款教育費 2 項小学校費、補正額34万1,000円の増は、吉里吉里学園小学部で実施する岩手の復興教育学校支援事業の交流学习スクール事業の増であります。4 項義務教育学校費、補正額64万7,000円の増は、大槌学園で実施する岩手の復興教育学校支援事業の岩手の復興教育スクール事業等の増であります。6 項保健体育費、補正額438万4,000円の増は、町営野球場芝生管理業務委託料の増であります。

11 款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費、補正額 2 億2,964万2,000円の増は、襲岩橋災害復旧工事の増であります。5 項その他公共施設等災害復旧費、補正額120万円の増は、浪板不動滝進入路災害復旧測量設計業務委託料の増であります。

15 款復興費12項復興支援費、補正額8,800万円の増は、被災者住宅再建支援事業補助金等の事業費見込みに伴う増であります。

5 ページをお願いいたします。

第 2 表債務負担行為補正。

追加。

事項、期間、限度額の順に読み上げます。

おおちゃん融資利子補給金（令和 3 年度新型コロナウイルス感染症対策）、令和 3 年度から令和 7 年度、1,181万6,000円。

6 ページをお願いいたします。

第 3 表地方債補正。

追加。

起債の目的、限度額の順に読み上げます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は当初予算と同様のため、省略いたします。

緊急自然災害防止対策事業債（農業用施設）、400万円。

緊急自然災害防止対策事業債（林業用施設）、330万円。

以上、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,043万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億9,393万6,000円とするものです。

以上、御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正。

追加。

6ページ、第3表地方債補正。

追加。進行いたします。

7ページ。

歳入。

10款地方交付税1項地方交付税。進行いたします。

14款国庫支出金2項国庫補助金。進行いたします。

15款県支出金2項県補助金。進行いたします。

3項委託金。進行いたします。

18款繰入金2項基金繰入金。8ページ、上段まで。進行いたします。

20款諸収入4項雑入。進行いたします。

21款町債1項町債。

歳入を終わります。歳出に移ります。

2款総務費7項地方創生費。進行いたします。

3款民生費1項社会福祉費。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） このコミュニティ助成事業補助金についてお尋ねいたします。

当初予算で、復興費、復興支援費の中で同様の事業名の中で380万円計上されております。復興支援費でありますので、この東日本大震災からの影響事業ということで復興支援費というところの計上というのは理解しております。今回のこの民生費の部分、そし

てまたこの後の消防の部分のコミュニティ助成事業補助金は、前ページの雑入の290万円が充てられると思うんですが、当初予算の復興支援費の中の同様の事業補助金と今回のこの民生費の部分、そしてまた、まだ進行していませんが、その消防に関わる同様の部分についてどのようなところに違いがあるのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） このたび、民生費120万円とあと消防費のほうで計上してございます170万円、コミュニティ助成事業補助金ということで当初予算との相違ということで申し上げますと、こちらのほうですね。一般財団法人自治総合センターの補助事業ということで、趣旨は宝くじの社会貢献広報事業の一環として地域が行うコミュニティー事業について補助するものということで、経緯といたしましては昨年10月に各団体が申請をいたしまして、今年に入ってその申請内容を踏まえて3月末に交付の決定がなされたもので、こちらのほうの民生費のほうの分につきましては、自治会のほうに承認された事業として申請額の分、全額ではないのですが認められた金額について交付されると。同額について歳入のほうで計上をさせていただいているというものでございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 分かりました。今課長が申された内容はこの冊子のこの部分に記載されていますので、これを見た中でまずもう一度お尋ねしますが、ということは今回のこの民生費の部分に関しましては、主にこの冊子を見る限り、必要な備品や集会施設の整備などなどに使われると。その当初予算の同様の復興支援費の中のコミュニティーの部分に関しては、被災者などが新しいお住まいの中で様々なコミュニティー活動をする中での支出するところは自治会等と一緒にする部分もあるんですが、その使える部分が違うという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） こちらのコミュニティ助成金、今回計上させていただいている分は、あくまでも各申請される団体、自治会さんであったり町内会さんがこの趣旨に沿って、その団体としてこういうコミュニティー形成に係る事業をしたようで、それに関する必要な備品であるとか、そういった発議、企画に基づいてそれに沿った内容を申請して、各地域のコミュニティー活動に資するということになりますので、これはどちらかといいますとその団体さんの自発的な企画とか推進に沿って、財団

法人のコミュニティ助成に係る団体のほうでそれを認めて交付するという、町のほうはその歳入とそれを受けてその団体さんのほうに交付をするという流れになっているということでございます。

○議長（小松則明君） よろしいでしょうか。

進行いたします。

2項児童福祉費。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） すみません。この給付金はですね、ごめんなさい。すみません。

19の扶助費の790万円のこと、給付金のことでお尋ねします。

この扶助費、給付金は住民税の非課税の場合が対象になると思われませんが、それでよろしいでしょうか。そして、この場合は二人親世帯も対象になるのか確認させていただきます。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

白澤議員、御質問のとおりでございます。住民税非課税世帯及びひとり親世帯じゃない世帯に支給されるものでございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ありがとうございます。

課長御承知のとおり、今の新型コロナウイルス感染症の影響でもう本当厳しい状況にあると。それぞれのそういう家庭があると思われしますので、予算を使って早急な対応をお願いしたいと思いますので、御意見があればお願いします。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） ありがとうございます。

ひとり親のほうに関しましては普通の児童手当の部分の該当になりますので、県のほうに登録されている情報を基にして支給することが容易にできるんですが、今回の場合はそういった所得状況等を再度精査する必要もあり、そういった事務的な要因も加味しますと早急な対応が必要ではなかろうかと思っておりますので、できるだけ家族をお持ちの世帯の皆さんが生活苦勞にならないような形で迅速な対応を進めていきたいなと、このように思います。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

6款農林水産業費 1項農業費。進行いたします。

10ページ。

2項林業費。進行いたします。

3項水産業……。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） すみません。申し訳ございません。林業費の12の委託料のことでちょっと御質問させていただきます。

この調査の委託は、林業の所有者本人に森林の今後のどのような管理をするかということ明らかにするという重要な私は調査だと思っています。そこで、第9次大槌町総合計画によりますと林業経営体数が平成17年度が209、それから平成22年度が92、さらに平成27年度が27とどんどんどんどん減少しているデータが出ています。この減少に伴って管理面積が減少しているのか、それとも経営体数が減少しているんですけども林業を辞めた方の面積も引き継いで相対的には経営体数が減っても面積に動きがないのか、その辺についてお尋ねします。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

昨今、その高齢化な部分もございまして、林業経営に関しましては今回のこの意向調査に関しましてはあくまでも人工林、私有林で、人工林の管理でございます。先ほど白澤議員がおっしゃったとおり、自分で管理できない、これからどういった施業の管理をしていくかということです。意向調査を進めていく事業でございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） すみません。了解しました。

なぜ私がこういう質問をするかと申しますと、課長御承知のとおり、地球温暖化の要因とされているCO<sub>2</sub>の吸収が、森林が吸収することから、独立法人の森林研究所の調査によりますと、国内の森林が吸収する二酸化炭素の吸収量は8,300万トン。全国の吸収量の5%ほどが吸収されているというデータが出ています。ですから、この林業経営体数を増やすことがこれからCO<sub>2</sub>の削減につながると思っています。ですから、SDGsの13と15には気候変動の具体的な対策をすることと、あと豊かな陸を守ろうというそういう目標も掲げられておりますので、ぜひ林業経営者そしてまた森林面積を広めるような施策を御検討いただければ幸いです。コメントがあればお尋ねします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 今回の事業に関しましては、森林環境譲与税を活

用いたしまして執行する事業でございます。議員がおっしゃるとおり、地球環境に優しい、それから災害を防止するという観点もございます。今後につきましても、森林政策、林業施策については取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

3項水産業費。進行いたします。

7款商工費1項商工費。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 商工費の観光費のところでお尋ねをいたします。

合宿誘致事業委託料、それから合宿誘致事業補助金というのがございます。これ、具体的にはどのようなものなのかをお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） ありがとうございます。

今回の事業に関しましては、駅裏にですね。駅裏というか栄町の部分にサッカー場、それから新町のほうには野球場が整備されました。そういった町の体育施設やそれからあとは震災の教育学習によって、実は昨年ですけれども、昨年は1,200名ほどの修学旅行生が当町に震災学習も含めて来町してございます。今回は合宿誘致でございますが、そういった形で大槌町に教育関連、もちろん今回は小中高、大学を含めましてそういった方々の宿泊助成を行う事業でございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 分かりました。今朝のニュース、昨日のニュースでしたかね。県内の内陸部の中学校の修学旅行先が沿岸部にとというのがあって、昨年、今の数字でいくと1,200名ほどが大槌町を訪れたというのがありました。それに向けて、大槌町でもこの合宿誘致で地元泊まってもらって経済効果というの狙っているんだらうなと私もこれを見たときに感じました。それで、見込みとしては、この合宿に関して当町にぜひ泊まっていただくというのが目的だと思うんですが、その見通しについてどのような見解をお持ちかお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） ありがとうございます。

今回の事業につきましても、見通しでございますが、実は今助成額をどの程度にするか。2,000円にするか、1,000円にするか、今最終調整をしている段階なのでございますが、実は小規模な学校が結構大槌のほうには修学旅行であつたりだとか合宿に来ていま

す。大規模に来るのは確かに大きなホテルで、小規模に泊まるのは例えば民宿であったりだとか公平に町内に需要を喚起するような事業にしたいと。今宿泊事業者部会の中で検討している段階でございます。ですので、事業費から申しますと、大体1,200人から2,000人の間を事業費の中で賄いたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

9款消防費1項消防費。進行いたします。

10款教育費2項小学校費。進行いたします。

4項義務教育学校費。進行いたします。

6項保健体育費。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 委託料の町営球場の芝生の管理委託料のことで、ちょっと伺います。

全般的になんですけれども、この芝生だけを管理するのに400ということでもないと思うんですが、町長の行政報告の中で運動施設の維持管理も指定管理をしていきたいんだという話があって、あと昨日の一般質問の中では中央公民館の指定管理が後半期から少し延びそうだという話があったときに、私の概念ですよ。中央公民館の事業として公共施設、運動施設の維持管理の業務もあるわけですよね。それらを一体的にやろうと思っているのか。例えば野球場であれ、サッカー場であれ、違うじゃないですか、目的が明らかに。そうすれば、野球場は野球場で指定管理をしようと思っているのか、サッカー場はサッカー場でしてと思っているのか、その中の芝生の管理はどうなのかとか、そこら辺の全体像がひとつ見えてこないということと、例えば10月からやろうと思っていたのが少し延びそうだという理由の中に、例えば教育委員会サイドがリサーチしていったときに、なかなか受託先が見つからないんだとか、それとも、いや、ちゃんと公募してこういう事業を委託したいんだけど、例えば野球協会さんも同席させる、サッカー協会さんも同席させて、こういう業務を何ぼそれ何ぼで指定管理をしたいんだとかというところを今探っているんだとかという全体像がちょっと見えてこないで、そこら辺の見解というか答弁をちょっと伺いたいと思います、まずは。

○議長（小松則明君） 当局。答えられますか。相談しますか。では、生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 芳賀議員の御質問にお答えします。

今回の野球場の芝生の分につきましては、野球場の外野の天然芝ですね。こちらのほうの専門的な管理とかそういった部分について、今いる生涯学習課の職員のほうにコン

サルティング業務ということで芝生の刈り方とか、あといろんなそういう施肥とかそういうふうな管理の分についての部分でございます。全体的な部分ということなんですけれども、野球場とかサッカー場ですね。こちらのほうにつきましては、現在、今年始めたばかりですので、実際に1年間どれぐらいの歳入と歳出というのが今ちょっとまだ1年たっていないものですからまだ見えないんですね。こちらのほうは、1年ないし2年、ちょっと時間はあれですけれども、そういう歳入と歳出を見まして、先ほどお話がありました野球場であれば野球協会さんとかですね、あとはサッカー場であればサッカー協会さんとかそういったところに最終的に指定管理というか管理のほうを任せるようなことを一応考えておるんですけれども、いずれ実際に年間どれぐらいの事業費がかかるかというところを精査してからになるかなと思っています。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 今の答弁でいくと、例えば中央公民館の指定管理の委託と直接的な運動施設の指定管理のものと直結しないという話で聞こえています。本来は、それがいいのか、今までは中央公民館で生涯学習課でやっていたときに体育施設の維持管理だとか野球場の維持管理だとか、吉里吉里でいえば農村グランド維持管理の業務をやっていたわけですよ。中身は駄目ですよ。駄目だというのは維持管理の方法は全然なっていないですよ。野球場に行ったらトンボが壊れていたとか、側溝は砂だらけだとか維持管理は全然なっていない、なっていないものを今後指定管理に出すからよりよい方法を探してほしいと思って質問しているんです。

そうなったときに、中央公民館という一つの中に、例えばサッカー場があって、野球場があって、農村グランドがあるというスキームでいくのか、それとも、体育館施設と運動施設と全部別々だし、おのおのの機能があるから分散させておのおのを積算させて、それを今年度、今オープンしたばかりなので、事業費をきちんと計上して専門団体を呼んで少し周知を図って、何ぼそれ何ぼだったらどうなんだということで来年を行こうと思っているのか。それを聞いたかったですけれども、いかがですか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 芳賀議員の御質問にお答えをさせていただきます。申し訳ありません。ちょっと声がしゃがれて。

公民館とそれから野球場とサッカー場、これ一体で指定管理をするという考え方も一つあると思っておりますが、現在のところ、実は公民館、あそこの中央公民館につつま

しては、教育委員会がこちらのほうに移ってくるということもあって早急に指定管理を決めなきゃいけないという事情もございますことと、それから公民館というのは生涯学習と申しますか、いわゆる教育という観点でもいなきゃいけないという部分がございます。様々な約束事と申しますか、法律にのっとった観点で指定管理をしていただかなければいけないというところも含めて、今現実には野球場、サッカー場の運動施設と公民館一体で指定管理ということについては、議論としては上がっておりません。

しかしながら、一体で管理するという方向も、これは決して否定されるべきことではないと思っておりますが、時期的なことがございまして、取りあえず中央公民館については早期に指定管理に向けて事業を進めていきたいと思っておりますし、運動場につきましては、これは野球場、それからサッカー場、テニスコートそれぞれ維持管理の内容が微妙に違います。今御指摘いただいたように、維持管理がきちとなっていないというところもございましたので、どのようにこれからそれを進めてまいるのかという方向については、一体でいくというのは、いわゆる指定管理者のコスト削減、ごめんなさい、指定管理者としてのメリットというものが効果を表す部分であるとは思いますが、この個々に進めるか一体かということについては、今課長のほうから話があったとおり、芝の管理を取りあえずやってみないと私どものほうにノウハウがたまらないということもあって、それをまず先にきちと1年間やってみて、その上で当然ほかの運動場の指定管理の在り方も検討してまいりますけれども、あわせて次にどういう形で指定管理を持っていくのかということを考えてというのがただいまのところの現状でございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 分かりました。3回目ですので、例えばこの芝生管理に400万円というのは毎年こんなにかかっていったら大変なわけですよ。なので、その使う専門性の人たちはやっぱりよりよく効率よく業務をやると言うんですね。ただ条件もあると思うんです。例えば、役場が思っている、こういうふうな維持管理をしてほしいけれども、例えばそれを野球協会で行おう、サッカー協会で行おうと思ったら、いろんな、例えば不具合なところがあったりしたときは協議だと思うんです。ただ、何ぼそれ何ぼということで、どこかに任せてはやっぱり今使い勝手が悪いというのはいっぱい聞いているじゃないですか、これ皆さんも承知のとおりだと思うんです。せっかくいいものを造って、快くやろうと思っているんで、そこら辺の落としどころをやっぱり単価ありきでもないし、そこら辺を強調してやってもらえればいかなと思って、今質問しています。

何でかという、やっぱり野球場をサッカーのスポ少が使うわけじゃないですか。逆もそうです。なので、使いたい人たちがやっぱり快く使って、そうすれば大切にもするんだと思うんです。そこら辺も併せて今後きちっと検討をしていきたいし、単価ありきでいうと、こういう単価で指定管理で説明会をしますよ、じゃ、それ合わないねとかでなくて、やっぱりちょっとすり合わせも大事だと思うし、野球場もせっかく新しくなった、サッカー場も新しくなった、実際使ってみたら、え、これもないんですか、え、あれは足りないですよ、なんていうのが今さら聞こえるわけですよ。だから、そういうことになるので、やっぱり指定管理で今後継続してやっていって、せっかく税金使っているものを建てたので、そこら辺を努力してほしいという意味で言いました。よろしくをお願いします。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 私、芝生の管理業務の部分でお尋ねいたします。

今、芳賀議員のほうから質問の中で大分重なる部分もあるんですけども、まず伺いたいのがこの芝生の管理というのは年間通して定期的に行われるものなのか。それとも、ある一定の時期だけ集中的に行うものなのか。野球であれば、オンオフシーズンというのがあるわけですけども、例えば、オフシーズンは管理はしないと、そういう管理の仕方というのがあると思うんですね。その中で、毎年この438万円、このぐらいかかるのか、それともそれ以上かかっていくのか。私、いろいろ調べてみましたら、もう少し規模感が大きい球場であれば年間1,000万円ぐらいです、その芝生の管理にかかるところもあるんですね。当町としては、この大体年間430万円ぐらいで、プロの方、芝生の専門家に任せることになっているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 菊池議員の御質問にお答えします。

野球場なんですけれども、通年を通してではなくて一応5月から11月、12月ですね。そういう時期につきましては、芝生の刈り込みとか施肥費用ですね。あと芝生の中に空気を入れるとかそういうのをまず頻繁にやるということです。シーズンオフになりますと、あんまり伸びないと思うんですけども、あと芝刈りとか、あと水をかけるとか、そういうふうなものになります。

今回の事業概要で、私さっきちょっと説明が不足していたと思うんですが、今回の天然芝の管理全てを業者の方にお任せするのではなくて、委託というのが専門的なそうい

う管理とかそういった部分を今いる職員のほうに教えてもらいながら進めるということです。ですから、ちょっと規模が大きいところで何千万円というかですね、そういうふうなのがかかると思うんですけども、そちらの部分について取りあえず職員のほうでいろいろ刈り込みとか、薬のかけ方とか、いろんな部分を教えてもらいながら、こちらのほうにどんどん取り込んでいくということです。肥料とか薬品とかそういったものにつきましては、次年度以降もかかると思うんですけども、その人件費とかの部分については、職員のほうでやるということで今回の委託ということの補正ということでございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） そうなると、行く行く将来的には、もう全て職員の方が管理をするということになると、当然ここ、お金はかかってこない。こんなに400万円もかかるんではないということになってくると思うんですが、ただこれは長いスパンで見れば当然張り替えの時期というのは当然やってくるわけで、その辺の予定といいますか、大体どれぐらいで張り替えになるのか、その辺の見通しというのはあるんでしょうか。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 菊池議員にお答えします。

その張り替えなんですけれども、やはりその管理の仕方ですね。肥料もしなかったり、水もかけないと、あるいは刈り込みとかしないと、どんどん傷みますし、あと、何日の間に何回試合をしたら芝生にダメージがあるとかというのものもあるみたいなので、そちらのほうを調整しながら長く使えるようにしたいと思っています。実際に張り替えということなんですけれども、実際に何年で何回とかですね。そういった具体的な数字は、私のほうで今ちょっと確認してはおりません。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。

想定外の修理というか経年劣化ももちろんあるでしょうし、想定外の補修などもあると思うんです。1年ないし2年はやっぱりしっかり統計を取って、今後の管理に生かしてもらいたいと思います。終わります。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費。12ページ上段まで。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） この災害復旧費、県の事業でまだ金がかかる。それは仕方がない

と思いますけれども、私がそこ何百回通ったか分からないけれども、あそこの橋のたもとのほうが最初、水田側のほうが護岸を修理したわけだ。そして、あそこを修理したとき、今の直している桁の周りにコンクリートのブロックを積んだんですよ。要は、あそこをカバーするために県のほうで積んだと思いますけれども、私は要望を県のほうにさせていただきたいのは、あそこにコンクリートを積んだことによって流れが、力が増すところと、そして県道側のほうが砂と砂利でいっぱい埋まっているために水があそこの1か所しか集中して通らない状態になっているんです。そのためにあそこがいったと。そして、前にもあの橋は落ちているわけだ。私が知っている限りは、これで2回目だ。

だから、ああいうところは県のほうに町のほうからお願いして、あそこの土砂をもっと取って、だから、もう少し平らけく水が流れるような方法を取らないと、同じところにだけ水が集中すればまた同じような災害が起きないとも限りません。それ、古い残骸があると撤去するのも金がかかるという今報告にありましたけれども、また同じようなことが起きないためにも河川床をもう少し整備していただいたほうが橋を長く使用するのにいいんじゃないかなと思って。県のほうにその辺を依頼してくれませんかでしょうか。あとは、自然に優しい河川を維持するためには、どこもかしこもコンクリートの護岸だらけ。本当は自然のままが一番いいんだけど、それは災害があるからそうするんだけど、なるべくならブロックをわざわざ橋桁に積むようなことはしていただきたくないと思いますけれども、その辺は県のほうに要請できますでしょうか。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） すみません。ちょっと内容が分からないので、後からよく教えてください。それで、県のほうには、その旨話はします。ちょっと古いブロックを積んだとかというのは、ちょっとそういうことですか。

○11番（金崎悟朗君） 見ていないから分からないんだね。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） 県で接続ブロックをやったとか災害復旧事業じゃないですか。

○11番（金崎悟朗君） そこは、俺そっちを歩いて歩くからだけでもさ。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） 分かりました。

○11番（金崎悟朗君） 実際は……。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） それはちょっと詳しく教えていただいて。対応いたします。

○議長（小松則明君） よろしいでしょうか。進行いたします。

5項その他公共施設等災害復旧費。進行いたします。

15款復興費12項復興支援費。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） この負担金補助金の関係で、被災された方々の住宅再建の部分が計上されたということで大変いいことだなと思っています。そこで、この5項目、6項目ありますが、担当課が一緒なのであれば、それぞれどの程度の件数を見込んでいるのかというところをまず説明していただければと思いますが。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

まず、上段であります被災者住宅再建支援事業補助金に関しましては、今後の見込み数も含めまして18件考えてございます。

次に、新築住宅支援事業補助金につきましては、見込み数を18件でございます。

被災者住宅利子補助金につきましては5件、被災者引越補助金につきましては10件、被災者中古住宅購入支援事業につきましては4件であります。また、区画整理地内住宅建設補助金につきましては4件という形を見込んでございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 分かりました。

新築をまず18件見込んでいるということで、この予算額が100%執行してもらえればいかなと考えています。

以前、産業課長、ちゃんと聞いてくださいよ。あなたに行くかもしれません。以前、復興事業の収束で地元工務店が仕事がなくなっているというお話をさせていただきました。この18件の中で、地元の業者さんが何件か請け負えば、すごく仕事がないとき仕事ができるなというように願っているわけですが、これは議長、今日が最終日でこの後ちょっと議論するところがないので、私の提言といいますか、質問をお許ししていただきたいと思うんですが。

30万、50万の町独自の住宅補助の関係です。被災者じゃない方々への住宅補助の関係を再質問ということじゃなく、1問だけさせていただきたいんですがどうでしょうか。

○議長（小松則明君） 大槌町民のためですので、よろしいです。

○9番（東梅康悦君） すみません。答弁なさるよね。この間、議運の中で終わった後、副町長さんもいらしたと思うんですが、30万、50万の長短のリフォーム補助金が大した

人気があるということで、この間の5月の中旬の解禁日にはほぼほぼ予算を消化されたというような話がありました。この補助事業、去年の後半から始まったわけですが、後半のほうは申請してももう終わりましたということで、この5月を待っていた方々もいると思うんですね。今回、この5月の解禁で、その部分が消化されたのであれば、以前私が担当課とお話ししたときは1,000万円の総額の中で500万円を前期、その後の500万円は後期のほうで執行したいという話を伺っております。今回のこの5月の事業を見て、今後の考え方、どのように産業振興課長は考えているのかというところをまず教えていただきたい。再質問はしません。詳しい御説明をお願いいたします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 今の復興支援費でございますが、こちらは商工費でございます。議長のお許しがあったので、お答えしたいと思っております。

昨年の臨時議会で予算措置いたしました大槌町住宅建設等促進補助金、こちらに関しましては、先ほど東梅康悦議員がお話ししましたとおり、私もこの事業を組み立てるに当たっては被災後もこの震災需要がもう10年たって一段落してしまっただ段階をいかに盛り上げるかと、盛り上げるかというか維持するかという事業を検討いたしまして、昨年今回の住宅建設等促進事業補助金、こちらはあくまでも町内の事業者に発注することによって、リフォームであったり、それから新築であったりというような事業を少し展開していきたいと考えて、昨年度予算化した事業でございます。

昨年度の実績でございますが、昨年度は9月から施行いたしまして交付決定額で予算1,000万円に対しまして交付決定額が992万円。この8万円については、実は最終的に本当は1,000万円以上の申請があったんですが、工事の変更などによって8万円が減額になったものでございます。件数にいたしますと38件でございます。その昨年度の1,000万円に対して、どの程度町内の事業者が発注があったかと申しますと5,500万円ほどの発注がございました。つまり、1,000万円に対して約5.5倍の5,500万円の発注があったと。喚起をいたしたということでございます。

今年度に関しましては、5月11日に申請を受付開始いたしました。今年度につきましては、確かに当初の説明では500万円、500万円ということで検討してございましたが、9月の、前期後期で分けたときに9月に新築をして、3月までに、2月末までに完成するというのが非常に難しいだろうなということでございまして、前期のほうに新築分150万円を計上して、500プラス150で650万円です。まずは枠を取ってございます。前期分につき

ましては、交付決定額が640万5,000円でございます。こちらに関しましては、交付決定件数が新築が2件、それから改築が19件の21件でございます。町内における発注額でございますが8,290万円でございます。8,300万円ほどの効果がございます。こちらに関しましては、当初この事業を組み立てたときに、いかに町内の建設事業者の方々が仕事を創設していくかということを考えてわけでございます。できれば、長くこの事業展開をしていきたいと考えています。

また、これは震災需要のときに一気にこの住宅需要がばあっといって、またばあっと落ちたということにならないように、なるだけ末永くある程度の需要を喚起していきたいと考えてございます。これにつきましては、先日、町長と少しお話を持つ機会を設定いたしまして、町長のほうからこの見解について少しお話をさせていただきたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） いろいろと課長のほうで説明申し上げましたけれども、大変需要が高いということは十分承知しています。やはり、それだけ出せばいいということではなくて、先ほど話したとおり一応内部的には5年を。ですから、令和2年から始まりましたので6年まで続けたいというような思いがありますので、ぜひ慌てずにですね。やはり広く、今まではいつやるのか分からないということを心配されたところもあるんじゃないかなと思います。ここで、5年、令和6年度まで1,000万円ずつやっていきたい。それで、地域の方々、特に事業者の方々がぜひそういう部分があるんだということで町民の方々に声をかけていただくようにしていただければなと思っております。

以上です。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第46号令和3年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

6月定例会の閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

昨日、御報告申し上げましたとおり、及川 伸議員が6月7日に御逝去されました。誠に突然な訃報に接し、驚きとともに深い悲しみの気持ちでいっぱいです。

昨年5月に体調を崩され入院、その後は議場に再び立つという強い信念で復帰に向けたリハビリ等に励んでおられるとの報告を受けておりました。御家族の皆様のご献身的な介護により、退院されたとお聞きしていた矢先に御容態が急変され、ついに不帰の人となられたことは誠に痛恨の極みでございます。

平成11年に初当選以来、通算5期18年、長きにわたり地方自治の推進に大きな足跡を残されました。平成17年には教育民生常任委員長、東日本大震災後の平成23年5月には復旧、復興対策特別委員長の要職に就かれ、遺憾なくその手腕を発揮されました。

長年にわたる地方自治への大きな功績により、平成23年2月には「岩手県町村議会議長会表彰」を受賞されたのをはじめ、平成26年2月には「大槌町自治功労賞」、平成31年2月には「全国町村議会議長会表彰」を受賞され、その御功績は誠に顕著であります。

私たちは、あなたの郷土を愛し、大槌町民が安全安心に暮らせる生活環境づくりに挺身された尊い信念を継承し、町政の進展に尽くす決意をさらに固めることをここにお誓いし、御冥福をお祈り申し上げます。

これで、本日の会議を閉じます。

令和3年6月大槌町議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

閉 会 午後 1時56分

上記令和3年6月定例会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員